

【基本目標 6】市民主体の活動が活発で、市民と行政の協働のまちづくりが行われている

＜重点目標 6-1＞【安全】災害等に備え、地域での助けあい、つながりの中で市民の安全が守られている

《個別目標 6-1-1》防災・防犯体制の充実

◆ 現状と課題

- ・ 平成 23 年 3 月の東日本大震災以降も、全国各地で災害が頻発しており、ハード面での防災・減災対策に加え、災害時の避難行動要支援者対策、避難所の生活環境対策、被災者支援などのソフト面の取組が進められている。
- ・ 市内全町内において自治会単位による自主防災組織が設立されており、今後は、地域に根ざした機動性の高い組織として育成していくことが課題となっている。
- ・ 年々多様化し、複雑化している悪質商法等に対応するため、平成 25 年 4 月に「別府市消費生活センター」と改称し、相談対応を行っている。

◆ 実現したい「このまちのかたち」

- ・ 日常的に市民の防災・防犯意識が高まり、「自助」、「共助」、「公助」意識が醸成され、災害時の被害や犯罪の発生が抑制されている。
- ・ 観光客、外国人、障がい者、高齢者を始めあらゆる人々が災害、事故、犯罪などの被害を受けることなく、安心して、生活し、滞在することができる。

◆ 主な成果指標

	指標	基準値 [平 26]	目標値 [平 31]	目標設定の根拠
①	防災訓練の参加者数	5,341 人	6,000 人	未来共創戦略(p33)
②	外国人留学生の防災訓練参加者数	43 人	52 人	未来共創戦略(p33)
③	防災士の数	240 人	343 人	各自治会の人口に応じて必要な防災士数(内女性 1 名以上)を定め養成 ・1,000 人以下:2 人 ・1,001 人~2,000 人:3 人 ・2,000 人以上:4 人

◆ 具体的な施策

(1) 戦略「顔の見える」防災組織の立ち上げ(p33)

- ① 民生・児童委員、市民、消防(団)、警察、学生、行政による6者協議会を設置し、防災に関する課題、意見などを聴取する。
- ② 地域防災組織や自治会等との連携強化を図る市民を中心とする防災組織を構築する。外国人の防災組織への参加(「国境なきボランティア団(仮称)」)についても取り組む。

(2) 防災力の強化

- ① 東日本大震災等の大規模災害等を踏まえ、本市の防災力の強化を図る。

(3) 防災意識の向上と地域防災力の強化

- ① 自分の身は自分で守る「自助」、自分の周りの人を互いに助け合う「共助」など、日頃の公民館活動や自治会活動、誰もが参加できる訓練の実施等を促進し、市民の防災意識の向上を促す。
- ② 自主防災組織の育成や活動の強化、防災士の養成等を図るとともに、学生を含む若者の地域防災活動への参加を促進することにより、地域防災力の強化に努める。

(4) 避難行動要支援者を含む避難者対策の充実

- ① 避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、市役所の関係部課等のもとより、自治会や民生委員等と連携し、それぞれ必要な情報を共有できる仕組みをつくる。
- ② 災害時に即応できる防災体制や情報伝達体制等を整えるとともに、備蓄物資や避難所等の計画的な確保を行う。避難所における安全対策及び避難行動要支援者の支援を行う。
- ③ 避難行動要支援者と個別に打合せを行いながら、個別計画の策定や避難支援者等関係者とのマッチングを進めるよう努める。

(5) 防犯パトロール活動の推進

- ① 犯罪を未然に防ぎ、犯罪が発生しにくい環境をつくるため、地域と一体となって青色回転灯装備のパトロール車を活用した防犯パトロールを行う。

(6) 子どもの安全対策(再掲)

- ① 登下校時等の子どもの安全を確保するため、主に小学校の通学路において地域スクールガードボランティアを中心とした見守り活動を行う。
- ② 通学路の維持管理等を適切に実施することで安全を確保する。
- ③ インターネットの利用等に関しては、学校等において危険性を喚起するとともに、保護者に対しても注意喚起を広報等を通じて行う。

(7) 消費生活相談の充実

- ① 年々多様化・悪質化している悪質商法や特殊詐欺等の被害を未然に防ぐため、各種講座等を開催するとともに、相談体制を充実させる。

◆ 関連計画

計画名	策定年月	計画期間
別府市地域防災計画	毎年度策定	毎年度
別府市国民保護計画	平 19 年 3 月	—

《個別目標 6-1-2》消防・救急体制の充実

◆ 現状と課題

- ・ 市民意識調査では、「消防・救急・救助・救命体制の充実」に対する市民の満足度、重要度はともに高く、引き続き、取り組むことが求められている。
- ・ 本市の消防・救急体制は1消防署と3出張所に対応しているが、施設の老朽化への対応が必要となっている。
- ・ 消防団員は、高齢化等により条例定数を確保できておらず、地域の消防防災の核となる団員の確保が求められている。
- ・ 平成26年の救急出動件数は過去最高となっており、救命率向上のため適正な応急処置等、市民の理解と協力が求められている。

◆ 実現したい「このまちのかたち」

- ・ 市民との連携による消防・救急体制が整っており、災害や事故等から市民の生命や財産が守られている。

◆ 主な成果指標

	指標	基準値 [平 26]	目標値 [平 31]	目標設定の根拠
①	救命講習受講者数	3,551 人	3,551 人	現状維持
②	出火率	3.28 件/1 万人 (平 22 年～平 26 年平均)	3.2 件/1 万人 (平 27 年～平 31 年平均)	出火率の減少を目指す
③	消防水利充足率 (適合数/必要数)	82.49%	82.5%	新設消火栓を年間2基増、 耐震性防火水槽を隔年で4 基増(956/1,159基)

◆ 具体的な施策

(1) 消防体制の充実

- ① 震災時に使用する消防水利として耐震性貯水槽の設置を進める。
- ② 消防資機材の適正な維持管理及び整備を行う。
- ③ 事業所との協力や女性消防団員の環境整備等により、消防団員の確保に取り組む。

(2) 応急手当の普及啓発活動の推進

- ① 市民が正しい応急処置の知識・技術を習得できるよう定期的に講習会を開催し、啓発に努める。
- ② 公共施設を中心にAEDを設置するなど、市民が応急措置を迅速に行える体制を整備する。

◆ 関連計画

計画名	策定年月	計画期間
消防体制の充実計画	平 27	平 28～平 32
応急手当普及啓発活動計画	平 27	平 28～平 32

＜重点目標 6-2＞【協働のまちづくり】市民のまちへの関心が高まり、市民が主体のまちづくりが実践されている

《個別目標 6-2-1》協働のまちづくり活動の推進

◆ 現状と課題

- ・ 本市では、市民と協働のまちづくりを推進するため、2015年(平成27年)に「別府市協働のまちづくり推進条例」を制定し、市民主体のまちづくり事業が展開されている。
- ・ 今後は、更に多くの市民が主体的にまちづくり活動に参加するとともに、観光客との交流を深め、持続的な地域の活性化へとつなげていくよう、活動の輪を広げていくことが求められている。

◆ 実現したい「このまちのかたち」

- ・ 市民のまちづくりへの参加意識が高まり、地域の個性をいかしたまちづくりに市民が主体的に取り組んでいる。

◆ 主な成果指標

	指標	基準値 [平 26]	目標値 [平 31]	目標設定の根拠
①	中間支援人材数	0人	5人	別府市協働指針

◆ 具体的な施策

(1) 協働のまちづくりを推進する人材・組織の育成

- ① 実践的な職員研修の実施などにより、市役所各課に1名配置した協働推進員を育成し、市側の体制を強化する。
- ② 「別府市協働のまちづくり推進条例」を踏まえ、市民と市を相互に媒介し、市民の自立と課題解決を支援するための活動を行う人材又は組織の育成を行う。

(2) 公民連携手法の検討及び導入

- ① 公民が連携して公共サービスの提供を行うPPP(Public Private Partnership)³⁵の手法について、公民の「知恵と力」を結集することができるよう、積極的に検討する。

(3) 「やる気と工夫のゼロ予算事業」の推進

- ① 予算措置がないからと事態を拱手傍観するのではなく、実施手法を工夫する「やる気と工夫のゼロ予算事業」を推進する。

◆ 関連計画

計画名	策定年月	計画期間
別府市協働指針	平 26 年 6 月	—

³⁵ PPP (Public Private Partnership) : 公民が連携して公共サービスの提供等を行うスキーム (町田裕彦『PPPの知識』(日経文庫・2009) 14頁・18頁)

《個別目標 6-2-2》地域コミュニティ活動の推進

◆ 現状と課題

- ・ 自治会が管理する公民館は温泉施設を併設しているものも多く、古くから地域コミュニティの中心的役割を担ってきた。
- ・ 全国的な傾向と同様に、地域コミュニティの衰退が課題となっており、地域住民が日ごろからコミュニケーションを図り、互いに支え、助けあう仕組みをつくることが求められている。

◆ 実現したい「このまちのかたち」

- ・ 日常的な地域コミュニティ活動を通じて地域住民同士のコミュニケーションが図られ、互いに助けあいながら、地域の課題を地域で解決している。

◆ 主な成果指標

	指標	基準値 [平 26]	目標値 [平 31]	目標設定の根拠
①	伝統的なまつりの復興等に関する取組件数	—	3 件	未来共創戦略(p33)

◆ 具体的な施策

(1) **戦略**地域コミュニティ拠点の整備による交流活性化(p33)

- ① 図書館・美術館を一体的に整備し、高齢者や保育・子育て・教育・健康相談などができる場とする。
- ② 図書館・美術館に併設する多目的交流スペースで、多世代間の交流を通じ、地域課題解決に向けた学習・協働の場として機能させる。
- ③ 高齢者のコミュニティの場、子育てや健康づくりに関する情報の提供等に取り組む。
- ④ 共同温泉を通じて地域の人々の生活を支え、地域コミュニティの原点ともなっている区営温泉の維持・活用と活性化を図るため、水道料金の減免に取り組む。

(2) **戦略**地域振興を目指す「まつり」の推進(p33)

- ① 地域に根ざす伝統的な「まつり」を再興し、地域のコミュニティを醸成する。
- ② 温泉祭りを本市全体の象徴的な祭りとして、他のイベントと区別する。

(3) **戦略**地域の子育て力の強化(再掲)(p26)

- ① 地域コミュニティの中の助け合いの中で、本市全体で子育てする意識を醸成する。
- ② 子育てサポート者の増加を目的として、子育てに有用な知識やコツなどについて、講習会などを通してレクチャーする。
- ③ 講習会を受講したシルバー人材等が地域の保育施設等で活動するなど、地域の人材が子育ての様々な局面に貢献できるよう推進していくとともに、シルバー人材の新たな生きがいを創出し、地域活性化に役立てる。

(4) 自治会活動への参加支援と強化

- ① 地域住民が身近な地域に関心を持ち、「自分たちのまちは、自分たちでつくる」という意識の下、より多くの住民が主体的に自治会活動に参加できるよう支援する。
- ② 自治会活動を活発にするとともに、情報提供を行うことで、自治会への加入を促進する。
- ③ 自治会におけるリーダー等の人材を育成・確保する。

(5) 共同温泉を活用した生涯学習の実施とコミュニティの再生(再掲)

- ① 子どもたちが共同温泉を体験し、利用することで、共同温泉を活用した生涯学習、温泉教育を実施するとともに、それぞれの特性をいかした生涯学習の場として、併設された公民館を活用する。
- ② 共同温泉や公民館が多世代が交流する場となることにより、コミュニティの再生につなげる。

◆ 関連計画

計画名	策定年月	計画期間
別府市協働指針	平 26 年 6 月	—

《個別目標 6-2-3》大学等教育機関との連携の推進

◆ 現状と課題

- ・ 人口約12万人の本市には、3つの大学(別府大学、別府溝部学園短期大学、立命館アジア太平洋大学)があり、全国でも有数の学生のまちとなっており、特に多くの留学生が在住している。
- ・ 今後、更にこれらの大学等教育機関の知的資源、人的資源をいかした取組が求められる。

◆ 実現したい「このまちのかたち」

- ・ 日本有数の「大学のまち・別府」、日本有数の「留学生のまち・別府」の旗を更に高く掲げている。
- ・ 大学等教育機関及び学生と市、各地域及び市内の各種団体が連携し、地域における各種課題の解決に向け、お互いの役割を理解し、協力しあいながら、「協働」に取り組んでいる。

◆ 主な成果指標

	指標	基準値 [平 26]	目標値 [平 31]	目標設定の根拠
①	別府iBリーグの図書館共通カードの発行枚数	—	12,800 枚	未来共創戦略(p14)
②	別府iBリーグ参加校の学生が市内企業に就職した人数	—	平 27 調査研究を踏まえ設定	未来共創戦略(p14)
③	別府iBリーグ参加校が開催した市民向け講座の受講者数	—	4,800 人	未来共創戦略(p14)

◆ 具体的な施策

(1) 戦略「別府 iB リーグ」による大学連携の促進と地域協働の推進(p14)

- ① 本市には複数の魅力ある教育機関(大学など)が存在する。それらの教育機関の強力な連携に向け「別府 iB リーグ」を構築するため、その在り方などを検討する。
- ② 将来的には、教育機関が持つ知的資源を基に、地域の生活の質の向上や地域課題解決に向けた協働など、様々な連携を図ることを目指す。

(2) 戦略「地域貢献人材の育成(再掲)(p27)」

- ① 教育機関と連携し、本市にイノベーションをもたらす人材の育成に力を注ぐ。
- ② 社会人向け教育を強化し、観光、マーケティング、異文化交流など様々な視点から、温泉コンシェルジュなどのイノベーション人材養成のカリキュラムを検討する。

(3) 戦略「学生大同窓会「学生サミット」の開催(再掲)(p22)」

- ① 本市内の学校を卒業した OB・OG を対象とした同窓会を学生サミットとして開催する。本市から巣立って行った学生たちが 1 年に 1 度、本市に帰ってくる機会を設ける。
- ② 旅館ホテル組合や旅行会社などを介し、本市 OB に対して、こまめに接触を図り、所在確認と参加を促し、旅行商品を企画する。

(4) 政治に対する関心を高める取組の実施

- ① 平成 27 年 6 月に改正された公職選挙法により、選挙権が 20 歳以上から 18 歳以上に引き下げられた。大学等教育機関とも連携し、若い世代の政治に対する関心を高めるよう努める。

◆ 関連計画

計画名	策定年月	計画期間
別府市協働指針	平 26 年 6 月	—